

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を延長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域*（以下、「対象地域」という。）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再延長することとしましたのでお知らせします。

*宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域（参照：各運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を延長しているところですが、対象地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再延長することとし、本日、公示しましたのでお知らせいたします。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から11月28日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月15日）までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）までに継続検査を受検すれば、引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長等を検討してまいります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000229.html

(3) ローマ法王来日に伴う警備協力について

(新着情報)

ローマ法王フランシスコ台下（以下「ローマ法王」という。）は、東京において天皇陛下の御会見、安倍首相との会談、被爆地広島、長崎訪問等のため、本年11月23日から26日までの間、来日する予定です。

ローマ法王は、バチカン市国の元首であるばかりでなく、全世界にまたがるカトリック信徒の頂点に立つ最高指導者であり、その国際的影響力は極めて大きいことから、今般、警察庁警備局長よりローマ法王来日に伴う警備協力について要請がありました。

つきましては、自動車運送事業関係者の皆様におかれまして、改めてテロ対策の徹底を図って頂きますよう、お願いいたします。

(4) トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート

～貨物自動車運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました～

(配信日：R1.11.1)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」については、本日から施行されます。これに伴い、必要な関係通達を整備を行いました。

1. 背景

トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ、①、②については本日から施行することとされています。

これらの改正に伴い、本年8月1日及び11月1日に関係省令等を公布・発出しており、これらの関係省令等についても本日から施行します。

※③については令和元年7月1日に施行済み。④については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2. 関係省令・通達の主な内容

【本年8月1日に公布・発出分】

本年8月1日に第1弾となる関係省令・通達を公布・発出しています。

(参考 : http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000192.html)

【本年11月1日に発出分】

①行政処分等の基準の見直し

改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対し、新たに処分量定の新設を行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。

②荷主勧告制度の改正

トラック事業者の法令違反行為に荷主の関与が認められた場合等に警告書を発出する対象に、「違反行為に係る荷主が過去3年以内に、支社等の別・法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けた場合」を追加しました。

③悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

30日間の事業停止に相当する違反(例:運行管理者不在等)があった場合など輸送の安全に係る特定の違反事実が確認された場合に、輸送の安全確保命令を発出することとするなど、悪質違反の早期改善を促すための通達を制定しました。

3. スケジュール

施行:令和元年11月1日(金)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000199.html

(5)自動車事故防止セミナーを開催します!【北海道運輸局発】

(配信日:R1.11.1)

北海道運輸局では、交通事故死者数・人身事故件数の削減を目標とした「北海道運輸局安全プラン2020」の取組みの一環として、自動車運送事業者に関わる関係者を対象にしたセミナーを開催いたします。

当セミナーを運転者の指導・監督につなげ、適切な運行管理を実践していただくためにも皆様の参加をお待ちしております。

1. 日時:令和元年12月5日(木)13:30~16:30

2. 場所:かでの2・7(北海道立道民活動センター)4階 大会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)

3. テーマ:運転者に対する指導監督

4. 定員:200名(先着順)

5. 参加費:無料(どなたでも参加できます。)

※プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先(北海道運輸局ホームページ)をご覧ください。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

